

加盟団体の処分に関する基準

第1章 総則

(目的)

第1条 この基準は、公益財団法人宮崎県スポーツ協会（以下「本会」という。）加盟団体規程第7条により、加盟団体に対する処分に関する手続き及び内容について定める。

(適用範囲)

第2条 この基準は、本会加盟団体に対して適用する。

第2章 処分の手続き

(処分の手続きにおける協力義務・報告義務)

第3条 加盟団体は、本会諸制度に基づき登録等を行っている者に対し処分を科すことが想定される事案を独自に把握した場合には、速やかに本会にその概要等について報告しなければならない。

2 本会が倫理規程等に則り調査等が必要と判断し、加盟団体に協力を依頼した場合には、当該加盟団体は調査等に協力しなければならない。

(処分の手続き)

第4条 対象となる事案に係る処分の手続きについては、次のとおりとする。

- (1) 事案が判明した時点において、事務局により、当該団体に対し事実確認を行い、倫理・コンプライアンス委員会へ報告する。
- (2) 倫理・コンプライアンス委員会は、事務局からの報告内容について審議し、処分案を理事会へ上程する。
- (3) 処分案の内、注意、勧告及び資格停止は理事会で決定することとし、退会については理事会での決議の後、評議員会へ上程する。
- (4) 倫理・コンプライアンス委員会での審議過程においては、原則として、処分案を当該団体に提示し、弁明の機会を設けることとする。ただし、提示した処分案に対し当該団体の同意がある場合、または当該団体が弁明の機会を拒否もしくは無断欠席した場合はこの限りではない。

第3章 処分の種類及び内容、決定

(処分の種類及び内容)

第5条 処分の種類及び内容は、次のとおりとする。

(1) 注意

口頭または書面により、是非・改善を求める。

(2) 勧告

書面により、是非・改善を求める。

(3) 資格停止

書面での通知を以って、一定期間、本加盟団体規程に定める加盟団体としての権利・権限等を停止する。

なお、資格停止の具体的な内容は、以下のとおりとする。

<事業>

- a. 本会各種事業への参画
- b. 本会名義の使用（主催、共催、後援等）

<役員・評議員>

- c. 理事候補者及び評議員候補者の推薦
- d. 当該団体推薦役員・評議員の理事会・評議員会への出席

<推薦>

- e. 当該団体に関して、本会から他団体・機関等への各種推薦

<契約>

- f. 当該団体と締結する各種契約（事業委託契約等）

(4)退会

書面での通知を以って、当該団体を本会から退会させる。

- 2 処分後、当該団体における是非・改善状況を見極めた上で、処分の種類及び内容を協議、決定する。

(処分の決定)

第6条 前条第1項に定める処分は、前条の手続きを経て以下のとおり決定する。

- (1)注意及び勧告は、理事会出席理事の過半数の同意により決定
- (2)資格停止は、総理事の過半数の同意により決定
- (3)退会は、総理事及び総評議員の過半数の同意により決定

第3章 不服申立

(不服申立)

第7条 本会の決定した処分に不服があるときは、本会及び当該団体は、本会スポーツ仲裁に関する規程に基づく仲裁により解決する。その際、当該団体は、本会による処分決定の日から30日以内に本会にこの仲裁を申立てるものとする。

第4章 その他

(その他)

第8条 処分の対象となる事案が一定期間を経て判明した場合、事案が発生した時点から起算して、この基準を適用することができる。

- 2 この基準に定める事項以外については、別途倫理・コンプライアンス委員会で協議の上、理事会及び評議員会において決定する。

(基準の変更)

第9条 この基準の改正等は、理事会及び評議員会の決議を経て行う。

附 則

- 1 本基準は、令和4年11月24日から施行する。
- 2 令和5年3月22日 一部改正